

第1章 総 則

- 1 本編においては、風水害対策、震災対策及び原子力災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。
 - 航空災害対策
 - 林野火災対策
 - 大規模火事災害対策
 - 鉄道災害対策
- 2 これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、風水害対策編、震災対策編、原子力災害対策編及びその他の災害対策編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第2章 航空災害対策

この航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時等」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町が処理すべき防災対策について定める。

第1節 災害予防対策計画

1 情報の収集・連絡手段の整備等

町は、県、警察署、消防機関、航空運送事業者及びその他防災関係機関との情報の収集及び連絡手段の確保を図るため、情報収集機能の充実、情報連絡手段の整備などに努める。

また、町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

さらに、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

(1) 情報収集機能の充実

ア 情報収集体制の整備

町は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡にあたる職員を指定し、必要に応じて災害時の情報分析のため、県と連携し、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

イ 防災関係機関相互の連絡体制の整備

町は、県、警察署、消防機関、航空運送事業者及びその他防災関係機関との連絡体制を整備するとともに、自ら入手した事故情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

(2) 情報連絡手段の整備等

ア 通信施設の点検と運用方法の習熟

町は、県、警察署、消防機関及びその他防災関係機関と連携し、通信機器の運用方法の習熟等を図るため、他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するように努める。

イ 電気通信事業者の通信機器の操作方法の周知

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知する。

ウ 非常通信訓練の実施

町は、航空災害時等により一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、必要に応じて電波法（昭和25法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

2 参集体制の整備

町は、あらかじめ航空災害時等の対策推進のための配備体制や職員の参集基準などを明確にし、職員に周知するなど参集体制の整備を図る。

3 広域防災体制の強化

町は、県、警察署、消防機関その他防災関係機関と十分に協議のうえ、県内及び県外の市町村との相互応援協定の締結等により連携強化に努める。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整える。

(1) 町、消防機関

ア 市町間の相互応援

町は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

イ 防災関係機関等との連携の強化

町は、災害応急活動を円滑に実施するため、必要に応じて、他の防災関係機関又は民間団体との協定の締結等連携の強化に努める。

(2) 「佐賀空港緊急時退峰計画」に定められた防災関係機関等

町は、「佐賀空港緊急時対応計画」に定められた災害応急活動を円滑に実施するため、県、県警察、消防機関その他防災関係機関等との連携強化を図る。

4 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

町は、県、警察署、消防機関、自衛隊その他防災関係機関と連携し、航空災害時等の搜索、救助・救急及び消火活動に必要な資機材等の整備に努めるとともに、医療活動体制の整備に努める。

(1) 救助・救急及び消火用資器材等の整備

町は、県及び消防機関と連携し、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

町は、資機材等の保有状況を把握するとともに、必要に応じ、県、消防機関その他防災関係機関と情報交換を行うよう努める。

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、県及び関係機関との相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(2) 医療活動体制の整備

ア 医療救護資機材等の備蓄

町は、県その他防災関係機関と連携して、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療救護資機材の備蓄に努める。

イ 町における計画の作成

町は、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

5 交通管理体制の整備

交通管理者は、航空災害時における消火、救助活動等が円滑に実施されるよう信号機、交通情報板等の道路交通管理施設の整備に努める。

6 住民等への情報提供体制の整備

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するため、窓口や情報伝達の手段等について計画しておく。

7 職員への周知及び防災訓練

航空災害に対する応急対策活動が円滑に実施できるよう、そのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知させるとともに、防災訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

(1) 防災担当職員等への周知徹底

町は、実情に応じて、応急活動の実施のためのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知する。

(2) 防災訓練の実施

町は、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救助・救急訓練、通信訓練、交通規制訓練などの個別訓練を相互に連携させた訓練を、県、警察署、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関と連携して積極的に実施する。

また、自ら処理すべき事務又は業務に関する防災訓練を個別に継続して実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善に努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

第2節 災害応急対策計画

1 活動体制の確立

町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

また、近隣市町で発生した航空災害を覚地したときは、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(1) 災害情報連絡室

ア 設置基準

多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生するおそれがある場合、あるいは小型飛行機及び回転翼航空機等の墜落事故・行方不明が発生し、又は発生するおそれがある場合

イ 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

ウ 構成

災害情報連絡室長は、総務課長をもって充て、空港・交通課及び情報収集が必要となる課並びに関係現地機関で構成する。

なお、必要に応じ、第七管区海上保安本部や自衛隊等防災関係機関を構成員とするものとする。

エ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務課長及び関係課長が定める者

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、町長（不在の時は、副町長、総務課長、総務副課長の順）が必要と認める場合

イ 所掌事務

航空災害応急対策の実施

ウ 設置場所

災害対策本部は、町庁舎内（総務課）に設置する。ただし、町庁舎が使用できない場合は、直ちに代替場所として「上峰町民センター」に災害対策本部を設置するとともに、職員及び防災関係機関に周知する。

エ 指揮命令系統

町長が不在又は事故にあった場合には、副町長、総務課長、総務副課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ 配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、搜索、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策課長が対策課の職員のうちから、別に定める。

カ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又は航空災害の発生を覚知した場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

キ 現地災害対策本部

災害対策本部長（町長）は、必要に応じ、上峰町災害対策本部条例等の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害の進展等により、災害対策本部長（町長）が必要と認める場合は、災害対策本部長（町長）は現地災害対策本部において指揮を執る。

ク 県との連携

県において災害対策本部又は災害現地対策本部等が設置された場合には、当該対策本部と連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

2 災害情報の収集・連絡、報告

町は、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

町は、航空災害が発生した場合は、「災害対策基本法」、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき、県に被害状況等を報告する。

なお、直接即報基準に該当する場合は、町が第1報を直接消防庁にも、覚知後30分以内に報告を行う。

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（航空機の破損状況等）

ア 概括的被害情報（事故発生地での死傷者数）

イ 事故発生時刻、発生場所

ウ 事故に遭った航空機の便名及び航空会社名

エ 搭乗人員及び搭乗者名

[第2段階]

ア 被害情報

（ア） 人的被害情報（事故発生地での死傷者数）

（イ） 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

（ウ） 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）

（エ） 航空事故に伴う周辺の被害状況

イ 応急対策活動状況

（ア） 応急対策の活動状況

（イ） 災害対策本部の設置、活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

町は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

町は、早期に被害の概要を把握するため、県に対しヘリコプター等の出動を要請する。

イ 町の情報収集と連絡

町は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

〈情報収集・連絡系統一覧〉

被害等の区分	町担当課	県連絡先
航空機事故の発生状況 (発生時刻、発生場所便名、 航空会社名、搭乗人員、搭乗 者名、概括的被害状況)	総務課 産業課	政策部（危機管理・報 道局）
人的被害状況（事故発生地で の死傷者数）	総務課 健康福祉課	政策部（危機管理・報 道局） 健康福祉部

(3) 被害状況等の報告

町は、航空災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

なお、直接即報基準に該当する場合は、町が第1報を直接消防庁にも、覚知後30分以内に報告を行う。

また、報告に当たっては、風水害対策編第3章第3節第4の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

[報告を必要とする災害の基準]

消防庁への即報基準	【一般基準】 ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 航空機火災 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
消防庁への直接即報基準	航空機火災

3 自衛隊災害派遣要請

町長は、町域内で航空災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

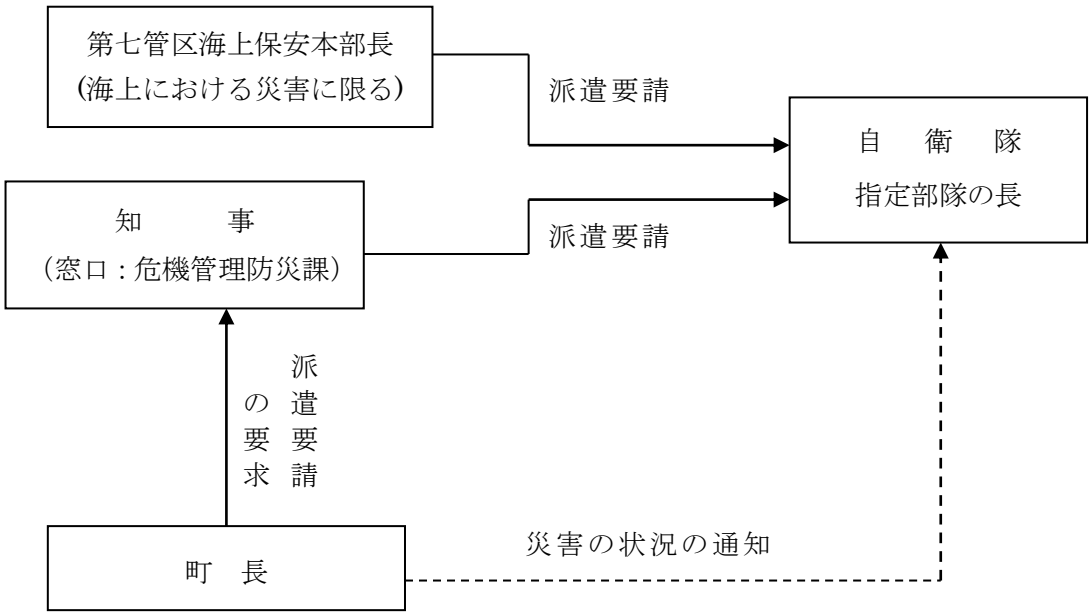
また、町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

〔自衛隊の通知先〕

区分	部隊の長	担任部署
陸上自衛隊	九州補給処	装備計画部企画課
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) ----- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

4 搜索活動

町は、県、警察署、消防機関及び自衛隊と相互に協力して航空機の事故発生場所の搜索活動を円滑・迅速に実施する。また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

5 救助・救急及び消火活動

町は、航空災害が発生した場合には、県、警察署、消防機関及び自衛隊と相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。

(1) 救助・救急活動

消防機関及び町は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

消防機関は、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防機関は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

(2) 消火活動

消防機関及び町は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

6 医療活動

町は、負傷者に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、鳥栖三養基医師会、医療機関に協力を要請する。なお、救護所の運営にあたって、十分に対処できないと認めるときは、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

7 警戒区域等の設定

警戒区域の設定を実施する者は、航空機が人家密集地へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

8 輸送対策

町は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。必要となる車両等輸送手段が確保できない場合は、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

(1) 人命の安全

(2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

9 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

町は、災害対策基本法第76条の規定に基づく道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は警察署の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、緊急輸送を行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

町は、発災時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、警察署から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

10 住民等への情報提供活動

町は、航空災害の状況等について、県、警察署、航空運送事業者その他防災関係機関から情報を得て、正確な情報を適切に住民等へ提供するものとする。

11 被災者の家族等への情報伝達

町は、県、航空運送事業者その他防災関係機関と相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に正確かつ適切に伝達するため、必要と認める場合、専用電話やFAX及びパソコンを備えた総合窓口を設置する。

また、総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

12 死体の処理収容

航空災害により多数の死亡者が発生した場合には、検視は警察官及び海上保安部が行い、洗浄等の処置は日本赤十字社佐賀県支部が行う。町は、必要に応じ、死体を一時安置し収容するため、下記の場所に安置所を設置する。

〈安置所〉

名称	所在地	電話番号
すば一く上峰	上峰町大字坊所 285-1	0952-52-7775（直通） 0952-52-4930（社協）

13 検視、身元確認等

町は、災害発生現場において死体を発見した場合、警察署に対し、このことを連絡する。

14 こころのケア対策

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安な状況になるなど、心の健康に大きな影響を及ぼす。

このため、町は、県等の協力を得て、メンタルヘルスケアに努めるものとする。

第3章 林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

1 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進

町は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため住民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

(1) 住民等への予防思想の普及徹底

町は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く住民等への予防思想の普及啓発に努める。

ア ポスターの掲示、チラシ等の配布

イ 学校等を通じた児童・生徒への広報

ウ 広報車による巡回広報

エ その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

(2) 入山者に対する失火防止対策

町は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

ア 山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置

イ 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置及び簡易吸殻入れの携帯の推進

(3) 火入れ対策

町は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため、次の事項について周知を図る。

ア 火入れを行う場合は、町火入れ条例に基づき必ず町長の許可を受けること。

イ 町火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を町長に通知すること。

ウ 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。

エ 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。

オ 強風注意報、火災気象通報又は町が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。

カ 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え町及び消防本部への連絡手段等を確保すること。

(4) 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区間内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

2 防火林道等の整備

町は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

(1) 防火林道の整備

町は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

(2) 防火線及び防火樹帯の整備

町は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3 消火活動体制の整備

町は、消防施設、消火用資器材の整備等に努める。また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。

(1) 消防施設の整備

町は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 消火用資器材等の整備

町は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

(3) 空中消火の実施体制の整備

町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ次の体制の確立に努める。

ア 現場における統括的指揮体系

イ 空中消火資機材の補給体制

(ア) 補給基地及び臨時ヘリポートの確保

(イ) 空中照会資機材の点検及びその搬送体制の整備

(ウ) 必要人員の把握

ウ 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

4 避難・収容体制の整備

町は、避難所の指定及び住民への周知並びに避難場所の整備に努めるとともに、避難誘導體制の整備に努める。

(1) 避難場所及び避難所

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、林野火災等のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知

徹底を図る。また、町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(2) 避難路及び誘導体制

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

(3) 避難所の管理運営

町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練の実施に努める。

5 情報の収集・連絡手段の整備等

第2章航空災害対策第1節1「情報の収集・連絡手段の整備等」を準用する。

6 参集体制の整備

第2章航空災害対策第1節2「参集体制の整備」を準用する。

7 広域防災体制の強化

第2章航空災害対策第1節3「広域防災体制の強化」を準用する。

8 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

第2章航空災害対策第1節4「搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備」を準用する。

9 交通管理体制の整備

第2章航空災害対策第1節5「交通管理体制の整備」を準用する。

10 住民等への情報提供体制の整備

第2章航空災害対策第1節6「住民等への情報提供体制の整備」を準用する。

11 職員への周知及び防災訓練

第2章航空災害対策第1節7「職員の周知及び防災訓練」を準用する。

第2節 災害応急対策計画

1 林野火災警戒活動

町は、県から火災気象通報を受けた場合は、必要に応じ林野火災防止のための警戒活動を行う。

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例で定める火の使用を制限する。また、町防災行政無線、有線放送、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図る。

2 活動体制の確立

町は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

その場合、あらかじめ定められた町災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を確立する。

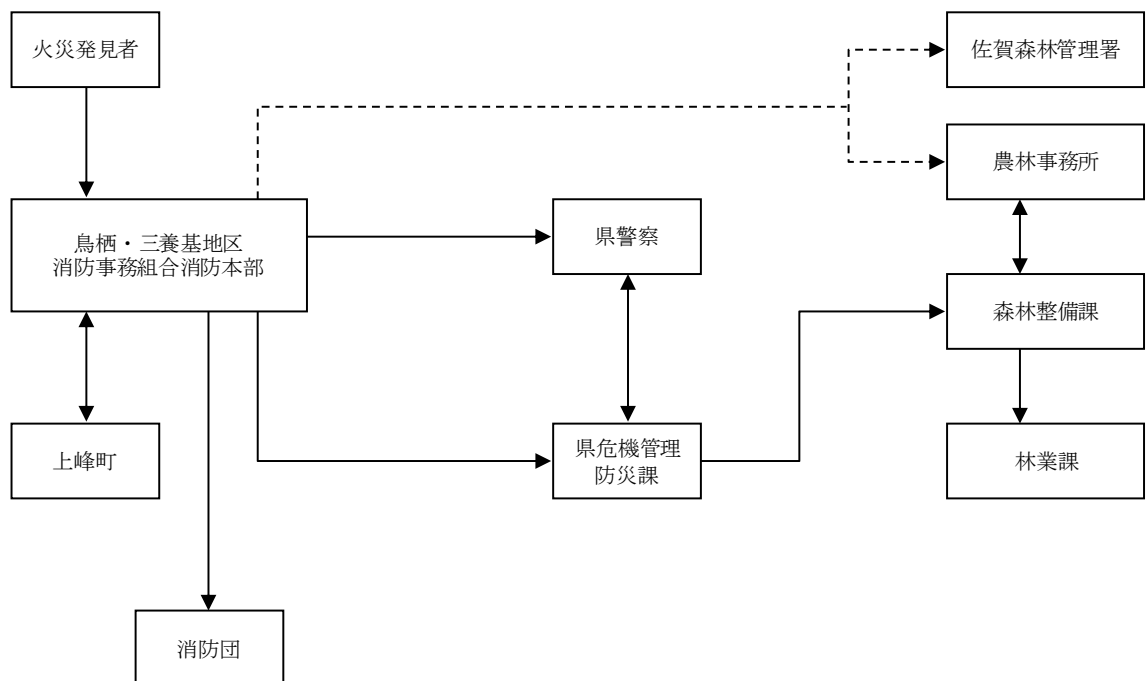
また、近隣市町で発生した林野火災を覚知したときは、災害時相互応援協定に基づき、速やかに応援体制を整える。

3 災害情報の収集・連絡、報告

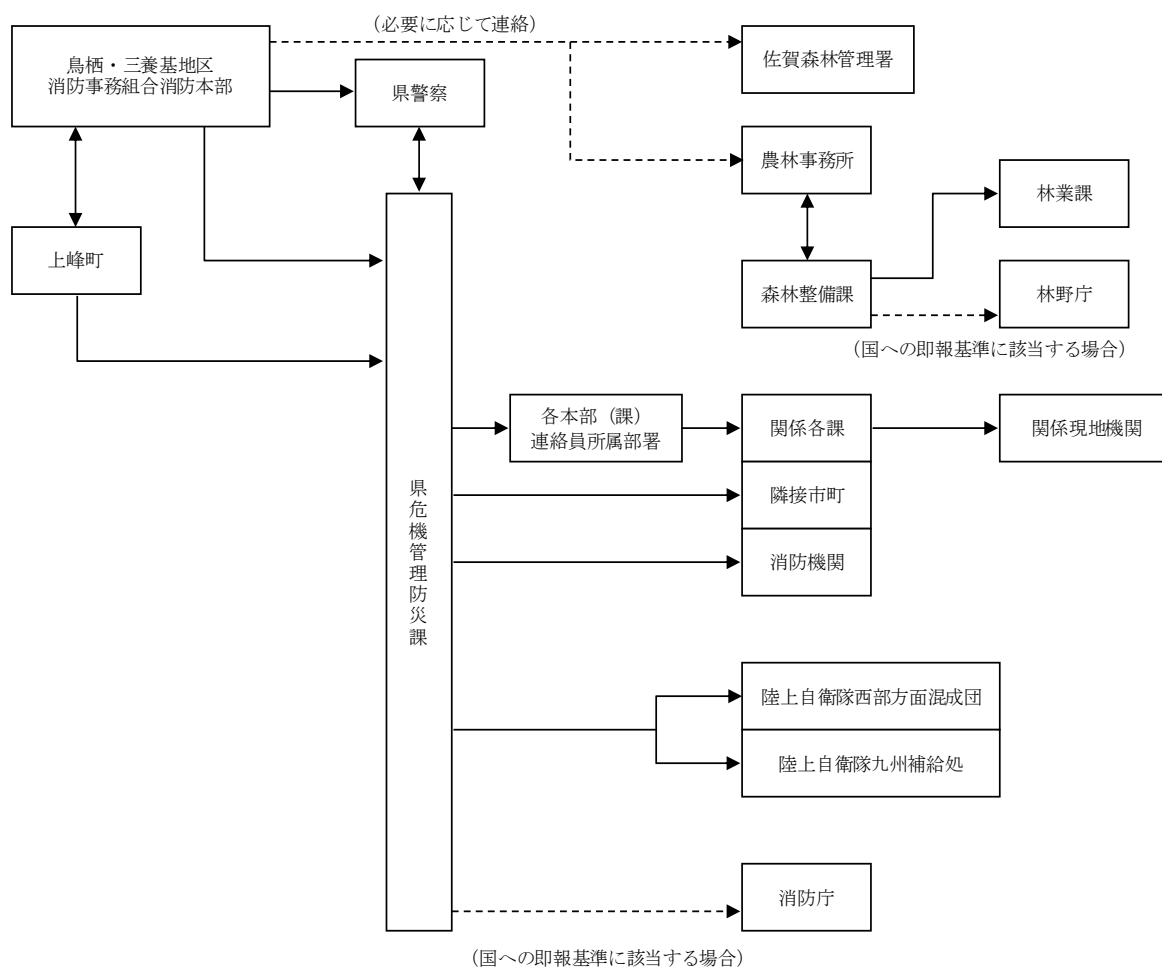
町は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。また、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

(1) 林野火災発生時等の情報連絡ルート

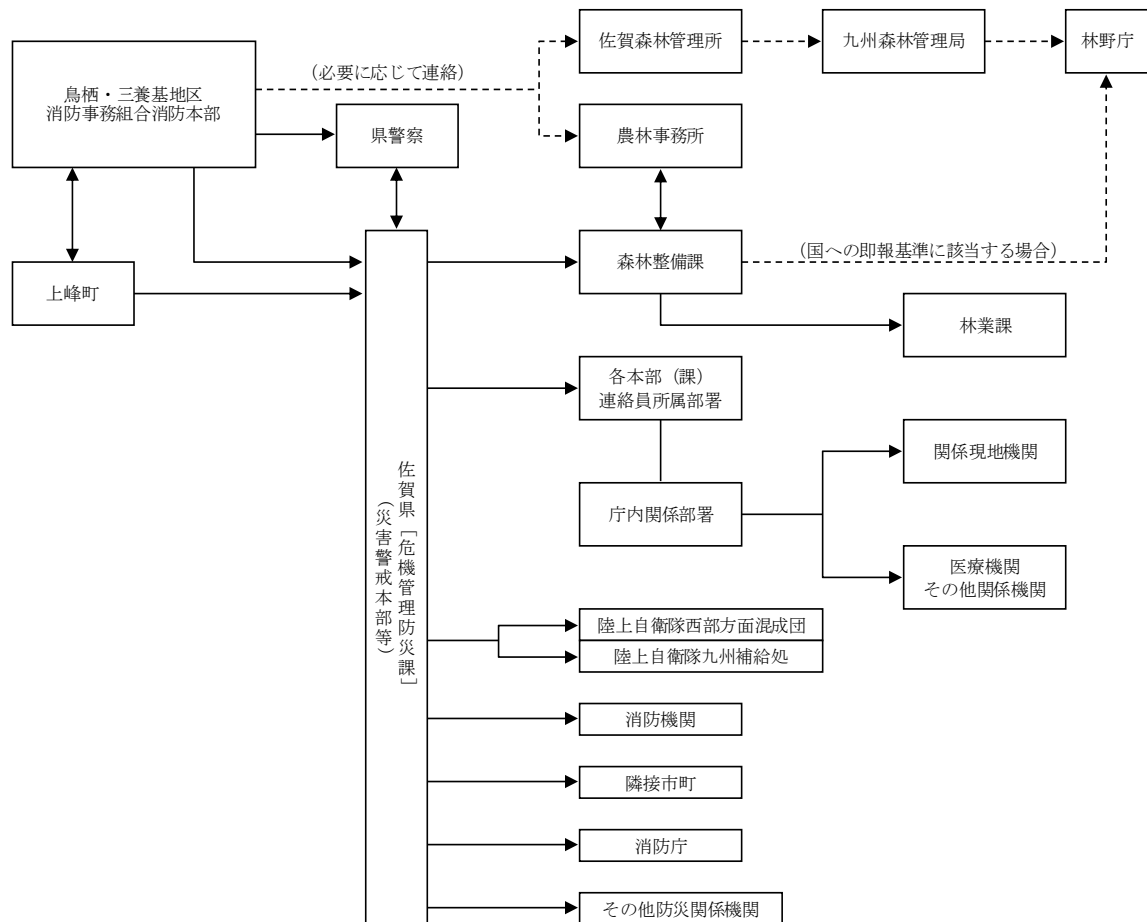
ア 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合



イ 災害情報連絡室の設置以降（焼損面積が概ね 5 h a 以上）



ウ 林野火災拡大時（県による災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）



(2) 災害情報の収集・連絡

ア 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階（緊急災害情報）	第2段階（災害情報）	
被害規模を推定するための情報	応急対策に必要な情報	応急対策活動情報
ア 火災発生時刻、発生場所 (地図上に明記) イ 概括的被害情報 (火災による延焼面積等の 状況、現場の気象状況、 火勢等) ウ 火勢に対する消防力の状況 エ 気象条件等から予測され る延焼方向 オ 周辺の人家等の状況及び その予測される影響	ア 林道等の進入路、水利の状況、 その他防ぎょ活動に必要な事項 イ 人的被害状況 (火災発生地での死傷者数) ウ 搬送先の医療機関名及び搬送 負傷者等の数 エ 医療機関からの情報 (負傷者等の氏名及びその症状) オ 町民等の避難状況及び避難場所	ア 災害対策本部等 の設置状況 イ 応急対策の活動 状況

イ 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

(ア) ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

町は、早期に災害の概要を把握するため、県に対しヘリコプター等の出動を要請する。

(イ) 町の情報収集と連絡

町は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

次の表の担当課は、被害状況の調査を行い、総務課を通じて、県へ報告する。

〈情報収集・連絡系統一覧〉

被害等の区分	町担当課	県連絡先
火災の発生状況 (発生時刻、発生場所、概括的被害状況)	総務課	政策部（危機管理・報道局）
火勢に対する消防力の状況	総務課	政策部（危機管理・報道局）
周辺の人家等の状況及びその予測される影響	総務課 税務課	政策部（危機管理・報道局） 健康福祉部
林道等の進入路	建設課 産業課	政策部（危機管理・報道局） 農林水産部
人的被害状況	総務課 健康福祉課	政策部（危機管理・報道局） 健康福祉部
町民等の避難状況、避難時刻、避難場所、避難者数、避難先での状況等	教育課 文化課 生涯学習課	政策部（危機管理・報道局） 健康福祉部

〈県報告先電話番号〉

本部等	課等	電話番号
政策部	危機管理防災課	0952-25-7362
健康福祉部	社会福祉課	0952-25-7053
農林水産部	森林整備課	0952-25-7134

ウ 町から県への報告

町は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、県に対し被害状況等の報告を行うほか、即報基準に該当する場合又は町が必要と認めるときは、即報を行うとともに、その後状況の変化に応じて随時報告する。

報告に当たっては、風水害対策編第3章第3節第4項の「被害状況等の報

告」に準じて実施する。

[報告を必要とする災害の基準]

消防庁への即報基準	【一般基準】 ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 ア 焼損面積が10ha以上と推定されるもの イ 空中消火を要請又は実施したもの ウ 住家へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
林野庁への直接即報基準	ア 焼損面積（10ha以上のもの） イ 人身事故を伴ったもの ウ 住家等施設焼失を伴ったもの エ 重要な森林（保安林、自然公園等）で、県が特に必要と認めたもの

4 消火活動

町、消防団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

町、消防団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、相互に連携して、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- ア 消火活動に関する指揮
- イ 自衛隊などの関係機関との連絡調整
- ウ 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- エ その他消防活動に必要な措置

(2) 地上における消火活動

ア 火災防ぎょ活動

町、消防団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、相互に連携して、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎょ活動を実施する。

イ 安全管理

町、消防団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、相互に連携して、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

ウ 残火処理

町、消防団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、相互に連携して、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

(3) 空中消火活動

ア 空中消火の実施の決定

町及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を行う。

- (ア) 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合
- (イ) 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合
- (ウ) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- (エ) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

イ 応援要請

町及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

- (ア) 県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (イ) 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。
- (ウ) 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

ウ 空中消火の実施

町及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

- (ア) 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議の上で決定する。
- (イ) 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。
- (ウ) 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。
- (エ) 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

5 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、林野火災により被害が周辺住民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺住民や入山者の安全確保を図る。

6 避難・収容対策

町は、林野火災が拡大し、住民等に被害を及ぼすおそれがある場合において、

住民等の人命、身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、避難等のための措置を講じる。

対策に当たっては、風水害対策編第3章第14節「避難計画」及び第15節「応急住宅対策計画と二次災害の防止活動」を準用する。

7 二次災害の防止

町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

町は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺住民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

8 自衛隊災害派遣要請

第2章航空災害対策第2節3「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

9 救助・救急及び消火活動

第2章航空災害対策第2節5「救助・救急及び消火活動」を準用する。

10 医療活動

第2章航空災害対策第2節6「医療活動」を準用する。

11 輸送対策

第2章航空災害対策第2節8「輸送対策」を準用する。

12 住民等への情報提供活動

第2章航空災害対策第2節10「住民等への情報提供活動」を準用する。

13 遺体の処理収容

第2章航空災害対策第2節12「遺体の処理収容」を準用する。

第3節 災害復旧計画

1 災害復旧活動

町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

第4章 大規模火事対策

この大規模火事災害対策計画は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

1 火災予防思想の普及等

町は、広報活動、住宅防火対策の推進及び自主防災組織等の育成充実により、住民等への火災予防思想の普及に努めるとともに、消火訓練の実施促進に努める。

(1) 広報活動

町は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、次に掲げる手段等により、広く住民等への火災予防思想の普及に努める。

ア ポスターの掲示、チラシ等の配布

イ 学校等を通じた児童・生徒への啓発

ウ 巡回車による広報

エ 広報パレードの実施

オ その他情報提供手段の利用

(2) 住宅防火対策の推進

町は、次の住宅防火に関する火災予防思想の普及に努める。

ア 独居高齢者宅への家庭訪問による防火指導

イ 家庭訪問による住宅防火診断の実施

ウ 各家庭への防火チラシ等の配布

エ 住宅用火災報知器など住宅用防火機器及び防火製品等の普及の推進

(3) 自主防災組織等の育成充実

町は、事業所の自衛消防組織、幼少年消防クラブ及び女性防火クラブ等自主防災組織の育成充実を図る。

(4) 初期消火の充実

町は、全国火災予防運動等を通じて、自衛消防組織及び自主防災組織の消火訓練の実施促進を図るとともに、消防署及び消防団との合同訓練の実施に努める。

(5) 火災警報

町は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底するとともに、広く警報等を伝達できるよう、必要な町防災行政無線、サイレン等の伝達手段を整備する。

2 火災に強いまちづくりの推進

町は、大規模火事災害に強いまちづくりを進めるため、公園などの公共空間の整備と街区の再開発などによる密集街区の解消を推進する。

(1) 防災空間、防災拠点の整備

町は、街区における緊急避難場所や避難路の整備等を推進する。

ア 緊急避難場所、緑地の整備

町は、緊急避難場所を計画的に整備し、住民の避難救援活動の拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、街区における緑地等の整備により延焼防止のための遮断地帯の確保を図る。

イ 住民の避難等に配慮した道路の整備

町は、住民が安全に避難できるよう、また消防車両が火災現場に迅速に到達できるよう十分な幅員を有する道路の整備を図るとともに、複数ルートによる出入りが可能となるよう街区内道路の総合的・計画的な整備を推進する。

ウ 防火地域等の指定

町は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

(2) 都市の再開発の推進

町は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を推進することにより、火災に強いまちづくりを推進する。

3 火災に対する建築物の安全性の確保

町は、火災に対する建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法又は消防法に基づく防火指導に努める。

(1) 消防法に基づく防火指導

消防本部は、建築時において建築物の用途構造等の実態を踏まえ、消防法上の技術的な基準に適合し、かつ、適切な設備が設置されるよう指導を行い、建築物の防火性能の確保に努める。

また、建築物の用途、規模等に応じて、予防査察を計画的に実施するとともに、建築物の所有者等に対し、消防用施設等の点検及び点検結果の報告の実施について指導することにより、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

(2) 防火管理者の設置

消防本部は、学校、病院、工場及び事業場等の所有者等に防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては消防計画の作成や定期的な訓練の実施等を指導する。

4 消火活動体制の整備

町は、街区の火災発生時の消火活動に必要な消防水利の確保、消火用資機材等の整備等消火活動体制の整備に努める。

(1) 消防計画の作成

消防本部は、火災防ぎょ活動の効果的な実施のために、消防計画の作成に努める。

(2) 消防水利の確保

町は、消火栓、防火水槽の設置に努めるとともに、プール、河川等を消防水利に指定するなど消防水利の確保に努める。

(3) 消火用資器材等の整備

消防本部は、消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

5 避難・収容体制の整備

町は、避難場所の指定及び避難誘導體制の整備等に努めるとともに、応急住宅の整備に努める。

(1) 避難場所及び避難所

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(2) 避難路及び誘導體制

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

(3) 避難所の管理運営

町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練の実施に努める。

(4) 応急住宅

ア 建設資材の調達

町は、県、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

イ 応急仮設住宅の建設場所

大規模火事災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、町は平常時から応急仮設住宅の建設場所を選定する。

ウ 公営住宅等への収容

町は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、迅速に被災者へ提供できるよう入居選考基準、手続等について定める。

エ 民間賃貸住宅の活用

町は、民間賃貸住宅を災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。また、借上げの円滑化に向け、その際の取り扱い等について、あらかじめ定める。

(5) 被災者支援体制

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努める。

- 6 情報の収集・連絡手段の整備等
第2章航空災害対策第1節1「情報の収集・連絡手段の整備等」を準用する。
- 7 参集体制の整備
第2章航空災害対策第1節2「参集体制の整備」を準用する。
- 8 広域防災体制の強化
第2章航空災害対策第1節3「広域防災体制の強化」を準用する。
- 9 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備
第2章航空災害対策第1節4「捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備」を準用する。
- 10 交通管理体制の整備
第2章航空災害対策第1節5「交通管理体制の整備」を準用する。
- 11 住民等への情報提供体制の整備
第2章航空災害対策第1節6「住民等への情報提供体制の整備」を準用する。
- 12 職員への周知及び防火訓練
第2章航空災害対策第1節7「職員への周知及び防火訓練」を準用する。

第2節 災害応急対策計画

1 活動体制の確立

町は、大規模火事災害が発生した場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

その場合、あらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

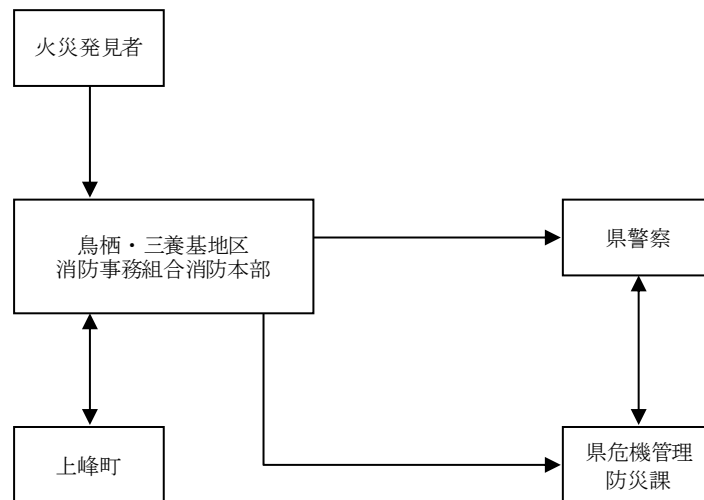
また、近隣市町で発生した大規模火事災害を覚知したときは、災害時相互応援協定に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 災害情報の収集・連絡、報告

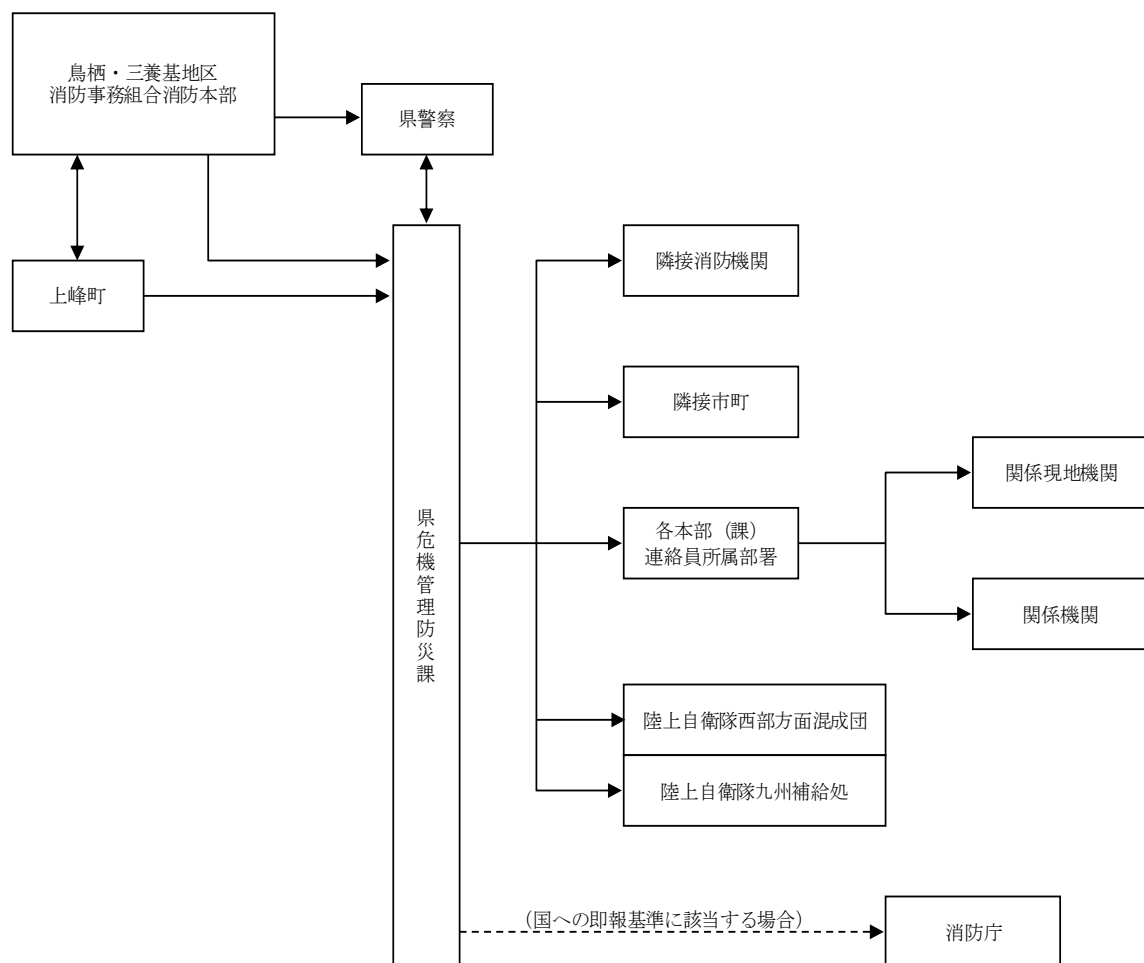
町は、大規模火事災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、その情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。また、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

(1) 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

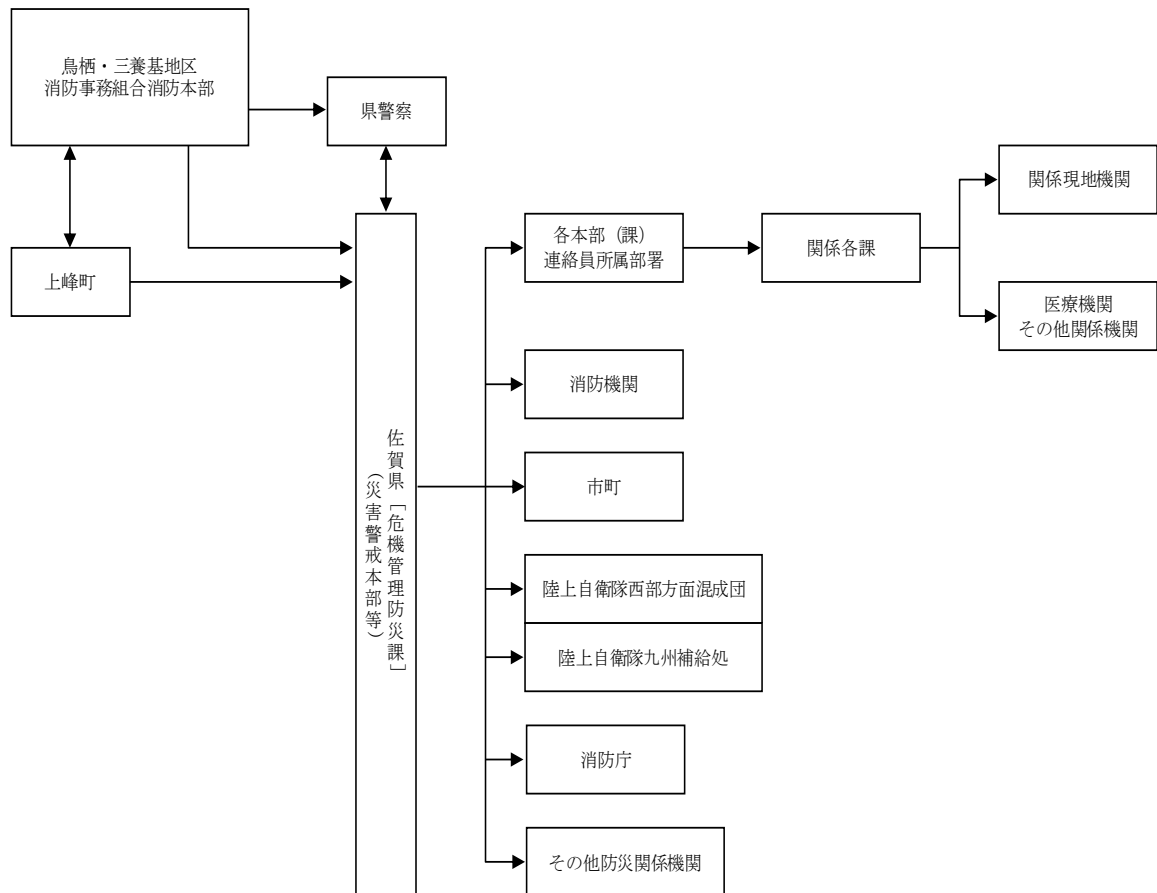
ア 県への即報基準に該当する火災が発生した場合



イ 災害情報連絡室の設置以降



ウ 大規模火災拡大時（県による災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）



(2) 災害情報の収集・連絡

ア 災害情報の種類

各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階（緊急災害情報）	第2段階（災害情報）	
被害規模を推定するための情報	応急対策に必要な情報	応急対策活動情報
ア 火災発生時刻、発生場所 （住所、地番等） イ 概括的被害情報 （火災の延焼棟数、火勢等の 状況） ウ 火勢に対する消防力の状況 エ 気象条件等から予測される 延焼方向	ア 周辺の道路交通、商店街等、 文教施設、福祉施設、ライフ ライン等の状況 イ 人的被害状況 （火災発生地での死傷者数） ウ 搬送先の医療機関名及び搬送 負傷者等の数 エ 医療機関からの情報（負傷者 等の氏名及びその症状） オ 町民等の避難状況及び避難場	ア 災害対策本部等 の設置状況 イ 応急対策の活動 状況

	所	
--	---	--

イ 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

(ア) ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

町は、早期に災害の概要を把握するため、県及び県警察に対しヘリコプター等の出動を要請する。

(イ) 町及び消防機関の情報収集と連絡

町及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

次の表の担当課は、それぞれの被害状況の調査を行い、総務課を通じて、県へ報告する。

〈情報収集・連絡系統一覧〉

被害等の区分	町担当課	県連絡先
大規模火災の発生状況 (発生時刻、発生場所、概括的被害状況)	総務課	政策部(危機管理・報道局)
火勢に対する消防力の状況	総務課	政策部(危機管理・報道局)
周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、 ライフライン等の状況	産業課	産業労働部
	教育課	教育委員会事務局
	健康福祉課	健康福祉部
人的被害状況	総務課	政策部(危機管理・報道局)
	健康福祉課	健康福祉部
町民等の避難状況、避難時刻、避難場所、 避難考数、避難先での状況等	教育課 文化課 生涯学習課	政策部(危機管理・報道局) 健康福祉部

〈報告先電話番号〉

本部等	課等	電話番号
政策部	危機管理防災課	0952-25-7326
産業労働部	産業政策課	0952-25-7093
教育委員会事務局	東部教育事務所	0952-30-7218
健康福祉部	社会福祉課	0952-25-7053

(3) 県、国への被害状況等の報告

火災が発生した場合は、災害対策基本法及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号)に基づき、県に対し被害状況等を報告する。

報告に当たっては、風水害対策編第3章第3節第4の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

[報告を必要とする災害の基準]

消防庁への即報基準	【一般基準】 ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 ア 特定防火対象物で死者が発生した火災 イ 高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難したもの ウ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 エ 特定違反對象物の火災 オ 建物焼損延べ3,000平方メートル以上と推定される火災 カ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 キ 損害額1億円以上と推定される火災 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
------------------	---

3 消火活動

町、消防団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、相互に連携して、大規模火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

また、火点確認、出場順路選定、水利選定を迅速に行い、次の消火活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

町、消防団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、相互に連携して、大規模火事災害の状況が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために現場指揮本部を設置し、次の活動を行う。

- ア 消火活動に関する指揮
- イ 他の消防機関など関係機関との連絡調整
- ウ 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- エ その他消防活動に必要な措置

(2) 火災現場での消火活動

町、消防団及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、相互に連携して、火災の状態を速やかに把握し、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

- ア 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。
- イ 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

- (ア) 危険物貯蔵施設等
- (イ) 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺
- (ウ) 住宅等の密集地域に面する場所

- ウ 火災の規模に対して消防力が不足する場合は、道路、河川、耐火建造物等の配置状況を勘案し、その活用を図りながら火災の消火及び延焼防止を図る。

- エ 強風下における火災の場合は延焼速度が増すことから、逐次火勢の把握に努め、延焼方向の側面から消火活動を行うとともに、風下に対しては事前放水や飛火警戒などにより、延焼防止を図る。

(3) 他の消防機関への応援要請

町及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」に基づき、近隣の消防機関に応援を要請するとともに、それでも消防力が不足すると認める場合は、県内の他の消防機関に応援要請を行う。要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

(4) 緊急消防援助隊の出動要請

町及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

4 消防警戒区域の設定

消防警戒区域の設定を実施する者は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

5 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、大規模火災により被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

6 避難・収容対策

風水害対策編第3章第14節「避難計画」及び第15節「応急住宅対策計画」を準用する。

- 7 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画
風水害対策編第3章第17節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。
- 8 ライフライン等公益施設の応急復旧計画
風水害対策編第3章第21節「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」を準用する。
- 9 災害救助法の適用
風水害対策編第3章第28節「災害救助法の適用」を準用する。
- 10 廃棄物の処理計画
風水害対策編第3章第30節「廃棄物の処理計画」を準用する。
- 11 自衛隊災害派遣要請
第2章航空災害対策第2節3「自衛隊災害派遣要請」を準用する。
- 12 救助・救急及び消火活動
第2章航空災害対策第2節5「救助・救急及び消火活動」を準用する。
- 13 医療活動
第2章航空災害対策第2節6「医療活動」を準用する。
- 14 輸送対策
第2章航空災害対策第2節8「輸送対策」を準用する。
- 15 住民等への情報提供活動
第2章航空災害対策第2節10「住民等への情報提供活動」を準用する。
- 16 遺体の処理収容
第2章航空災害対策第2節12「遺体の処理収容」を準用する。

第3節 災害復旧・復興計画

- 1 災害復旧・復興計画
大規模な火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧に関する活動については、震災対策編第4章「災害復旧・復興計画」に準ずる。

第5章 鉄道災害対策

この鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下「鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1 災害予防対策計画

町は、県、警察署、消防機関、鉄道事業者その他防災関係機関と、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

第2 災害応急対策計画

1 活動体制の確立

町は、鉄道災害において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、県、鉄道事業者その他防災関係機関と連携し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。その場合、あらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

2 災害情報の収集・連絡、報告

(1) 町は、鉄道災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を、県、警察署、九州運輸局、消防機関、自衛隊、鉄道事業者その他防災関係機関から積極的に収集し、その情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

(2) 災害情報の収集・連絡

ア 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階（緊急災害情報）	第2段階（災害情報）	
被害規模を推定するための情報	応急対策に必要な情報	応急対策活動情報
ア 事故発生時刻、発生場所 イ 概括的被害情報（列車の破損状況等） エ 事故に遭った列車名等 オ 乗客人員数及び乗員数（概数）	ア 人的被害状況（火災発生地での死傷者数） イ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数 ウ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状） エ 鉄道災害に伴う周辺の状況 オ 他の列車の運行状況	ア 災害対策本部等の設置状況 イ 応急対策の活動状況

イ 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

〈情報収集・連絡系統一覧〉

被害等の区分	町担当課	県連絡先
鉄道災害の発生状況 (発生時刻、発生場所、列車名、乗組員数、乗客人員数、概括的被害状況)	総務課 産業課	政策部（危機管理・報道局）
人的被害状況（死傷者数、行方不明者数）	総務課 健康福祉課	政策部（危機管理・報道局） 健康福祉部

(3) 被害状況等の報告

町は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

なお、直接即報基準に該当する場合は、町が第 1 報を直接消防庁にも、覚知後 30 分以内に報告を行う。

また、報告に当たっては、風水害対策編第 3 章第 3 節第 4 の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

〔報告を必要とする災害の基準〕

消防庁への即報基準	【一般基準】 ア 死者が 3 人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 列車火災 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
消防庁への直接即報基準	列車火災

3 救助活動

町は、鉄道災害が発生した場合には、県、警察署、消防機関、自衛隊及び鉄道事業者と相互に連携・協力し、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

また、消防機関の協力を得て、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

4 救急活動

町は、鉄道災害が発生した場合には県、消防機関及び自衛隊と相互に連携・協力し、迅速かつ的確な救急活動を実施する。

また、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む。）へ搬送する。

自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

5 医療活動

町は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、鳥栖三養基医師会、医療機関に協力を要請する。なお、救護所の運営にあたって、十分に対処できないと認めるときは、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

また、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

6 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、乗客輸送の途絶を回避するため代替交通手段の確保に努める。

7 自衛隊災害派遣要請

第2章航空災害対策第2節3「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

8 警戒区域等の設定

第2章航空災害対策第2節7「警戒区域等の設定」を準用する。

9 輸送対策

第2章航空災害対策第2節8「輸送対策」を準用する。

10 住民等への情報提供活動

第2章航空災害対策第2節10「住民等への情報提供活動」を準用する。

11 遺体の処理収容

第2章航空災害対策第2節12「遺体の処理収容」を準用する。

12 こころのケア対策

第2章航空災害対策第2節14「心のケア対策」を準用する。